

第80回評議員会

日時：7月20日(土)13:30～
場所：自治体福祉センター4階

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.org/> / メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第390号

2024年

5月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 寺田勝弘 定価20円

第 390 号 URL 版 2024 年 5 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 寺田 勝弘 定価 20 円

【1面】

大幅賃上げ要求

県内6ヶ所でメーデー開催

「最低賃金1500円を実現しよう」「社会保障の拡充で消費税減税を」「ジェンダー平等の実現を」「軍事費削り暮らしに回せ」などの要求を掲げ、5月1日、第95回メーデーが千葉県内各地で開催されました。大雨の中、千葉市中央公園でおこなわれた千葉県中央メーデーは約600人が参加。その他市川、船橋、柏、松戸、市原の各地で開催され、県下全体で約1460人が参加しました。

県中央メーデー約600人参加

雨天の中、第95回千葉県中央メーデーの集会は和太鼓の演奏により、オープニングが開始され、全教の中田郁乃さんの司会で式典はおこなわれました。

主催者を代表し、千葉労連の寺田勝弘議長が「25年ぶりの高水準で春闘が終わったが、実質の賃上げは微々たるものだ。ケア労働者の賃金を上げる事は喫緊の課題で、大企業は内部留保を溜め込んでいる。

労働者に還元させよう。労働者の権利を守らせる社会へと我々は転換させよう」と訴えました。



雨天の中の第95回千葉県中央メーデー

来賓では、千葉県商工労働部長の野村宗作さんがあいさつし、中央労働金庫千葉県本部常務理事の小谷裕さん、こくみん共済COOP千葉推進本部・本部長の林田博史さんが紹介されました。

その後、事前に登録した団体から1分間アピールがおこなわれました。各団体の訴えは次の通りです。



市川メーデー

各団体の 1 分間アピール

農民連

食料自給率向上のため、署名にご協力下さい。

千商連

中小業者は円安や消費増税、インボイスの押しつけで危機的状況だ。中小業者の営業と暮らしを守れ。

全教千葉

教員未配置や東京の臨時教員と比較し、千葉の正規職員の給与が低いのは問題。

年金者組合千葉県本部

年金を増やすため、年金裁判で訴えている。

千葉県法関労

憲法改悪阻止し、戦争しない国にしよう。

民医連

高齢化社会を迎えるので、医療体制を整えたい。

新日本婦人の会

裏金・ジェンダー・岸田政権に物申す。国民全員の生活に責任を持つべきだ。

民青同盟

一人一人の要求を聞き、若者ネットワークから発信していきたい。

自治労連千葉県本部

20 代、30 代の公務員が減っている。雇用を減らす施策を国が主導している。公務員賃金も上げるべき。

千葉土建

リフォーム、建設に関することは千葉土建まで。

日本共産党

自民党政治の転換時期だ。大幅賃上げと労働者の暮らしを守らせよう。

最後に、集会はメーデー宣言を採択し、この集会へのカンパを訴え、千葉土建の若菜義幸副委員長の閉会あいさつの後、「団結ガンバロウ」で終了しました。

予定されていたデモ行進は大雨のため急遽、中止となりました。

参加者の声

民医連・秋元司さん

給与が診療報酬で決まるので困っている。国が社会保障に予算を付けるべきだ。医療や介護が労働者の生活及び事業継続出来るような社会保障のシステム作りを目指し、地域医療を守る必要がある。

農民連・小島朋子さん

めったにない、雨のメーデーで心に残り、持ってきた食べ物も喜ばれた。今回のオープニングは太鼓から始まり、迫力があり楽しい雰囲気でのメーデーだった。



松戸地区メーデー



柏地区メーデー



船橋地域メーデー



市原地区メーデー

波 涛

能登半島地震から5ヶ月、石川県羽咋市で災害ごみ片付けボランティア活動をした。羽咋市でも震度7を観測し、街は一見平穏に見えるが所々に崩壊した家屋、ひび割れや歪んで人が住めない「危険」の赤紙が貼られた家屋、裏道に入ると地割れや液状化現象の爪跡があり、復旧復興には相当な時間が掛かると感じた▼地元の人には「ボランティアが足りない、来て頂き大変ありがたい」と感謝された。私は2月に石川県にボランティア事前登録したが、抽選もれで活動ができず、機能不全が起きていると感じる。国・県はボランティアを円滑にマッチングさせる義務がある。本当に被災者を助けようとしているのか？甚だ疑わしい。



【2面】

憲法9条を守れ

私たちの「平和構想力」で

5月6日、憲法を守りいかす千葉県共同センターと千葉県憲法会議の共催により、千葉市内で憲法記念日のつどいが開催され、定員500人の会場がほぼ満席となりました。「憲法9条と私たちの平和構想力」と題し、学習院大学の青井未帆教授が記念講演を行いました。

国民不在の改憲論議の10年

青井氏は「第2次安倍政権下の憲法解釈変更から、岸田政権による安保3文書改定の閣議決定にいたる10年で、憲法改正論が国民的議論からの『切り離し』がほぼ完了した。政府は、敵基地攻撃能力の保有、戦闘機開発・第三国への輸出など安保政策の大転換が、国会での議論がスキップされたまま行われようとしている」と述べました。これらは日本国憲法の理念や歴代の政府見解からも逸脱しており、内閣限りの文書で憲法を実質的に改定する危険な動きです。



大軍拡をとめたいと大勢の参加者

青井氏は最後に「国民の平和構想力が試されている。今こそ主権者である私たちが現状に『おかしい』と声を上げる時だ。9条が憲法に書き込まれた目的の1つは人権侵害を防ぐこと。国民の自由侵害からの『防火壁』である憲法9条を補強するのは私たちだ。戦争を起こさないための多国間の共通の安全保障に市民が参画を」と呼びかけました。

講演に先立ち、共産党の本村伸子衆院議員からは「憲法を踏みにじる日米同盟の大変質を許さない。解散総選挙の勝利で自民党政治を終わらせよう」と熱く訴え、国会情勢を絡めての報告がありました。

講演後は、野党各会派が市民と野党共闘に向けての決意を語りました。最後に千葉県憲法会議の田村陽平事務局長から「あきらめず希望ある未来をともに築こう」と集会は締めくくられました。

レイバーノーツ大会に参加して

千葉労連矢澤事務局長に聞く シリーズ①

アメリカの現地日時の4月19日から21日まで、シカゴでおこなわれたレイバーノーツ大会に、全労連は39人の代表団を派遣しました。目的は、ストライキが相次ぎ、組織拡大も進んでいるアメリカの労働運動の最前線で奮闘するなかまから直接学ぶことです。300を超えるワークショップ、会議が3日間にわたりおこなわれ、様々な交流や学びがありました。

今回から数回にわたり、派遣団の1人、千葉労連矢澤事務局長からインタビュー形式で報告をおこないます。

レイバーノーツに関する対談

ワークショップを受講した中で参考になったことはどんなことでしたか？

矢澤 まず1つ2時間のワークショップが30ぐらいあり、その中から選択しました。シンポジウム型と対話型の2つの形式があり、どちらにも参加し、それぞれに学べるところがありました。その中で特に印象に

残っているのは、対話型のワークショップで、日本人同士で1対1で1つのテーマについてじっくり話し合う形式でした。こういった会話の訓練を労働組合でも行うことが大切だと実感しました。

アメリカの労働運動を牽引している組織者は何を重視しているのでしょうか。

矢澤 アメリカの労働組合でも保守的な部分があり、それを現場から盛り上げるスタイルに変化させるということをテーマに組織者たちは活動しているそうです。ただし、ストライキについて言えば、どれだけ要求討議を行うか。どれだけストライキに対しての合意を作れるのかを重視している点では、アメリカでも日本でも先進的なストライキ運動では、共通していると思います。(次号に続く。こうご期待！)



レイバーノーツのワークショップの様子

労働相談一ヶ月

労働条件明示ルールが変わる

Q 4月10日に契約を更新するメールが届きました。5月になり、突然6月から別の事業場に行くように言われました。今の仕事場は、家から20分ですが、行くように命じられたところは1時間10分かかります。行きたくないのですが、断れますか。

A 労働契約を結ぶ際、明示の方法は書面の交付に限られていましたが、2019年(平成31)4

月から、本人が希望した場合は、FAXやメール、SNSでも明示できるようになりました。

したがって、メールで送られてきた労働契約書は有効となります。次に、異動命令が有効か検討します。

4月から、労働条件明示のルールが変わっています。

ポイントは、①就業場所・業務の変更の範囲の明示：全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに「雇入れ直後」の就労場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。

②更新上限の明示：有期労働契約の締結と契約更新ごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

③無期転換申込機会の明示。

④無期転換後の労働条件の明示の4点です。

相談は、4月の契約更新メールに、ポイントの①に関する明示がないことから、労働基準法施行規則第5条に違反していることを指摘し、断ることは可能と説明しました。ただ、一時的に断念させたとしても、いじめ・嫌がらせを含め執拗に異動させようとするのが予測されます。会社とよく話し合い、一人でも加入できる労働組合に加入して対応する方法があることも伝えました。【中林】